

公 示

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年9月5日

第七管区海上保安本部長

福本 拓也（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名 称 北九州市
- （2）住 所 福岡県北九州市小倉北区域内1番1号

2 水路測量を実施する区域及び期間

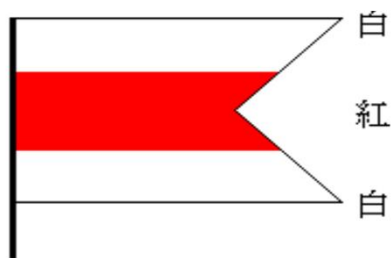
- （1）区 域 福岡県岩屋漁港沖（付図のとおり）
- （2）期 間 令和7年10月1日から
令和8年2月27日（内1日）

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機（千本電機PDR-8000S）による測深

4 航行船舶に対する安全措置

- （1）水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



- （2）七管区水路通報に掲載する。



海上保安庁 (JCG) / (C) Esri Japan
海洋状況表示システムを加工して作成